

## 【第128回判決研究会】

2002年2月20日

### (1) カプトロン/カプトリル事件

平成12年9月4日東京高裁第13民事部判決

平成11年(行ケ)第309号 審決取消請求事件

弁理士 小 谷 武

#### [1] 原告(無効審判被請求人)

\* 沢井製薬株式会社

\* 登録商標: カプトロン

CAPTORON

\* 指定商品 第5類: 薬剤

#### [2] 被告(無効審判請求人)

\* 三共株式会社

\* 引用登録商標: (1) カプトリル R

(2) CAPTORIL R

\* 指定商品 旧第1類 化学品、薬剤、医療補助品

#### [3] 争点

(1) 商標「カプトロン」と「カプトリル」は類似するか。

(2) 両商標の商品間に混同のおそれがあるか。

#### 【判決】

〔争点: 1〕 商標の類似性

\* 結論: 「カプトロン」と「カプトリル」とは称呼上類似する。

\* 理由

① 共に5音構成の中、前半の3音が共通する。

② 共通する3音「カプト」は比較的強く発音される。

③ 4音目「ロ」「リ」は子音が「r」で共通している。

④ 4音目と5音目の「ロン」「リル」は比較的弱く発音され、称呼全体で余り目立たなく、称呼全体の類似性に影響を及ぼさない。

\* 原告への反論

#### ① 原告主張:

医薬品について、誤投薬を避けるため、一般名に近似する商標を採択する場合、語尾部分で自他の商品の識別をしている場合が多い。

⇒ 医薬品の商標として、一般名とかけ離れた商標が少なからず採用されているので(全体の7割以上)、医師等が商標の語尾部分に注目して商品を識別する実態にあるとまで認めることはできない。

#### ② 原告主張:

接尾語ではないから「ロン」「リル」を分離して、「カプト」の称呼が生ずることはない。

⇒ 審決は、「カプト」の部分分離して両商標を比較したのではなく、「ロン」「リル」に比べて「カプト」の方が自他商品の識別力が強く、商標として重要な要素を占めると判断したのであり、「カプト」の文字部分に着目することを参酌したものである。

〔争点: 2〕 混同の可能性

\* 結論: 「カプトロン」と「カプトリル」とは商品の出所について混同を生じるおそれがある。

\* 理由:

① 患者は、自らの意思と支出において医薬品を購入するので、判断基準である需要者に患者も含まれる。

② 両商標は相当程度類似して居り、医師、薬剤師らの医療専門家についても出所混同のおそれがあり、患者においては、一層、そのおそれが高い。

③ 引用商標「カプトリル」は、被告が販売する血圧降下剤として病院、医院、薬局、薬店、患者等に広く知られていた。原告商標は、被告の周知商標と類似し、医薬品に使用した場合、被告の業務にかかる商品と混同を生じるおそれがある。

〔周知性〕 a) 薬価ベースで、年間100億円の売上高、

b) 30%以上の市場占有率

c) 年間1000万円以上の宣伝広告費

d) 昭和58年から平成8年にかけて、雑誌等でのカプトリル製剤としては、被告の「カプトリル」のみが紹介されていた。

\* 原告への反論

①原告主張：

両商標とも、アンジオテンシン変換酵素阻害剤系の血圧降下剤であり、一般名「カプトプリル」と称され医療用医薬品である。医療用医薬品には一般名に近似した名称が付される傾向にあり、医師等もこれを歓迎する傾向にある。また医師等は、誤投薬を避けるため、選択に当たって細心の注意力をもって選別している。

⇒ 理由①②③のとおり

【検討】

(1) 商標の類似性

- \* 「ロン」「リル」は強音ではないか？
- \* 「カプト」は医薬品業界において、識別性が弱いのでは？

〔2音相違の審決例〕

A：類似：	パンコルチン	=	パンクロチン	(旧1)	56-3316
	プレファルト	=	プラフェルト	(旧7)	56-21106
	マクバリダスミ	=	マクバリダ	(旧1)	57-2967
B：非類似：	フマジオール	X	フマチロール	(旧1)	56-21688
	P P C /ピーピーシー	X	B B C	(旧9)	57-7401

(2) 医科向け専門の医薬品について、患者を商標を使用した商品の需要者として混同の判断基準とすることは妥当か。

(3) 医師らが、投薬にあたり、「カプトロン」と「カプトリル」とを併用することはあるのか。

(4) 製薬会社と病院との間の取引の実態は？ 商品の選別購入の機会は？

(5) 本件商標の出願時（平成7年6月12日）当時は、被告商標は周知されていたので混同の可能性が高いが、特許が切れた平成9年以降は、「カプト」の語を含む商品（カプトリル、カプトーフ、カプトルナなど）が出始めたので、登録時（平成9年7月4日）当時は、医師らは誤投薬に注意するようになったのでは？

その他、登録商標では、「カプトリーゼ」（菱山製薬）、「カプトジン」（ヤクルト本社）、「カプトフェン」（参天製薬）などがある。

(6) 特許品とジェネリック医薬とは薬効に違いがあるのか。商品を混同した場合の実害？

(7) 長年独占販売されてきた特許品ではない商標の場合、類否判断に違いはあるか？

(8) 医薬品や化学品の商標では、普通名称からネーミングした商標が多いのは事実として、普通名称とは無関係の商標の方が多くは一般論であり、これを普通名称の一部を共通にする商標という特殊な場合の理由とすることは妥当か？

\*\*\*\*\*

(2) リスコート／ビスコート事件

平成13年9月13日東京高裁第6民事部判決

平成13年（行ケ）第47号 審決取消請求事件

〔1〕原告（無効審判請求人）

- \* アルコン ファルマセウチカル リミテッド
- \* 引用登録商標： V I S C O A T
- \* 指定商品 第5類：薬剤

〔2〕被告（無効審判被請求人）

- \* 株式会社千寿製薬株式会社
- \* 登録商標： リスコート  
R I S C O A T
- \* 指定商品 旧第1類 薬剤

〔3〕争点

- (1) 商標「リスコート」と「ビスコート」は類似するか。
- (2) 両商標の商品間に混同のおそれがあるか。

【判決】

〔争点：1〕 商標の類似性

\*結論： 「リスコート」と「ビスコート」とは称呼上類似する。

\*理由

- ① 「ピ」の音 — 両唇を合わせて破裂させる有声子音（b）と母音（i）との結合であり、破裂音  
「リ」の音 — 舌の先とそれに続く下の下側の面とが上歯の後ろの付近に触れて発音される弱い破裂音  
共に、破裂音であり、母音（i）からの発音はまったく同じであるから、全体としては語調・語感が近似することになり称呼上類似する。
- ② わずか5音から成る短い造語であり、何らかの意味観念を有するものではない。
- ③ 被告の主張のように、実際に望んで両商標を称呼する場合、自他識別のため無意識に語頭音を強く発音する、という経験則が存在するとは認められない。

〔争点：2〕 混同の可能性

\*結論： 取引の実情をみると、むしろ商品の誤認混同のおそれが肯定される。

\*理由：

- ① 原告商品「ビスコート」は、眼科手術補助剤であり、米国では1986年（昭和61年）製造承認された。日本では、平成5年から検討が始められ、平成11年9月に輸入承認された。流通過程は、製薬会社から出荷され、専門の卸業者を経由して、病院・医師に販売され、もっぱら眼科医師が最終需要者となる。
- ② 被告も昭和22年創業以来眼科薬一筋の会社であり、平成5年当時眼科用薬剤が売上高の87%を占めていた。
- ③ 以上より、被告商標「リスコート」も眼科用薬剤に使用される見込みが大きく、その場合には、流通経路が原告商品と競合する可能性があり、その場合、少なくとも流通経路の中間にいる卸業者あるいは病院や医師の窓口なる者において、耳からの情報のみによって取引をすることが少なくなく、両商標の称呼上の紛らわしさから、商品の出所に混同をきたすおそれがある。

【検討】

(1) 審決例

マクロリン	X	マクロピン	第5類	(10-90206)
リラール	X	ヒラール	旧第1類	(58-15329)
キシリノン	X	キシピノン	旧第1類	(59-2-390)

(2) 医薬品において、判決がいう「耳からの情報のみによって取引をすることが少なくなく」は妥当か。

原告の主張：携帯電話等の情報機器の発達によって・・・医薬品の営業マン・・・は、耳からの情報のみによって取引をすることが少なくなく、とりわけ携帯電話の普及により聞き間違いが生じやすい状況においては、

(3) 被告商標が眼科用薬剤以外の商品に使用された場合の類似性・混同可能性

【登録番号】 第4020426号  
 【登録日】 平成9年(1997)7月4日  
 【登録公報発行日】 平成9年(1997)9月11日  
 【出願番号】 商願平7-58853  
 【出願日】 平成7年(1995)6月12日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 沢井製薬株式会社  
 【住所又は居所】 大阪府大阪市旭区赤川1丁目4番25号  
 【異議申立人】  
 【氏名又は名称】 三共株式会社  
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号  
 【審判番号】 平10-35358  
 【審判種別】 全部無効  
 【審判請求日】 平成10年(1998)7月31日  
 【審判番号】 平9-90387  
 【審判種別】 全部異議  
 【審判請求日】 平成9年(1997)11月10日  
 【審判番号】 平9-19107  
 【審判種別】 全部取消し  
 【審判請求日】 平成9年(1997)11月11日  
 【出訴・上告区分】 出訴  
 【出訴・上告番号】 出訴平11-309  
 【出訴・上告日】 平成11年(1999)9月24日

(512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
5 薬剤

# カプトロン CAPTORON

【登録番号】 第2068627号  
 【登録日】 昭和63年(1988)7月22日  
 【公告番号】 昭62-52453  
 【公告日】 昭和62年(1987)7月22日  
 【出願番号】 商願昭60-122320  
 【出願日】 昭和60年(1985)12月9日  
 【先願権発生日】 昭和60年(1985)12月9日  
 【更新申請日】 平成10年(1998)3月27日  
 【更新登録日】 平成10年(1998)4月28日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 三共株式会社  
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
1 化学品(他の類に属するものを除く)薬剤、医療補助品

カプトリル R

【登録番号】 第2068628号  
 【登録日】 昭和63年(1988)7月22日  
 【公告番号】 昭62-52454  
 【公告日】 昭和62年(1987)7月22日  
 【出願番号】 商願昭60-122321  
 【出願日】 昭和60年(1985)12月9日  
 【先願権発生日】 昭和60年(1985)12月9日  
 【更新申請年月日】 平成10年(1998)3月27日  
 【更新出願番号】  
 【更新登録日】 平成10年(1998)4月28日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 三共株式会社  
 【住所又は居所】 東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
1 化学品(他の類に属するものを除く)薬剤、医療補助品

CAPTORIL R

項番 出願/書換/登録番号 国内登録 商標(検索用)

1. 登録1562490	カプトリール\CAPTORIL
2. 登録1562491	カプトニール\CAPTONIL
3. 登録1575841	カプトルル\CAPTORIL
4. 登録1638237	カプトルル
5. 登録1638238	CAPTOREAL
6. 登録1638239	CAPTOREEL
7. 登録1638240	カプトリール
8. 登録1657278	カプト
9. 登録1680104	CAPTO
10. 登録1969687	CAPTORIL
11. 登録2056869	チーカプト\TIEKAPTO
12. 登録2068627	カプトルル
13. 登録2068628	CAPTORILR
14. 登録2234639	カプトリーゼ\CAPTORYZE
15. 登録2290731	スカプトラ
16. 登録2422285	カプトジン
17. 登録2598193	カプトフェン
18. 登録2690257	エカプトイド\Ecaptoid
19. 登録3011687	カプトテシン\Captothecin
20. 登録3046839	カプトーワ\CAPTOWA
21. 登録3095953	コーカプト\KOKAPTO
22. 登録3162476	カプト
23. 登録3162477	カプト
24. 登録3281528	カプトルナ
25. 登録3359568	カプトパール
26. 登録3361692	カプトパール
27. 登録4020426	カプトロン\CAPTORON
28. 登録4499552	CardcaptorSakura
29. 商願平11-092411	カプトロン
30. 商願平11-092412	CAPTORON
31. 商願2001-055725	カプトジン

(2)

【登録番号】 第3281528号  
 【登録日】 平成9年(1997)4月18日  
 【公告番号】 平7-94823  
 【公告日】 平成7年(1995)8月17日  
 【出願番号】 商願平5-90328  
 【出願日】 平成5年(1993)9月2日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 小林化工株式会社  
 【住所又は居所】 福井県坂井郡金津町市姫2丁目26番17号  
 【異議申立人】  
 【氏名又は名称】 三共株式会社  
 【住所又は居所】 103-1 東京都中央区日本橋本町3丁目5番  
 【審判番号】 平9-19477  
 【審判種別】 全部無効  
 【審判請求日】 平成9年(1997)11月19日  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
 5 薬剤

**カプトルナ**

【登録番号】 第2598193号  
 【登録日】 平成5年(1993)11月30日  
 【公告番号】 平5-12888  
 【公告日】 平成5年(1993)2月2日  
 【出願番号】 商願平3-115339  
 【出願日】 平成3年(1991)11月5日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 参天製薬株式会社  
 【住所又は居所】 大阪市東淀川区下新庄3丁目9番19号  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
 1 化学品(他の類に属するものを除く)薬剤、医療補助品

**カプトフェン**

【登録番号】 第2234639号  
 【登録日】 平成2年(1990)6月28日  
 【公告番号】 平1-77187  
 【公告日】 平成1年(1989)11月14日  
 【出願番号】 商願昭62-110629  
 【出願日】 昭和62年(1987)10月1日  
 【先願権発生日】 昭和62年(1987)10月1日  
 【更新申請日】 平成12年(2000)1月13日  
 【更新登録日】 平成12年(2000)2月1日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 葦山製薬株式会社  
 【住所又は居所】 大阪市中央区道修町2丁目2番7号  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
 1 化学品、薬剤、医療補助品

**カプトリーゼ  
CAPTORYZE**

【登録番号】 第2422285号  
 【登録日】 平成4年(1992)6月30日  
 【公告番号】 平3-82013  
 【公告日】 平成3年(1991)9月18日  
 【出願番号】 商願平1-96976  
 【出願日】 平成1年(1989)8月29日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 株式会社ヤクルト本社  
 【住所又は居所】 東京都港区東新橋1丁目1番19号  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
 1 薬剤、その他本類に属する商品

**カプトジン**


Key 名前:カプト

(3)

お待たせしました。16品目マッチしました。薬品名をクリックしてください。

薬品名	剤	単位	メーカー	成分	分類	系統
カプトーワ錠12.5	錠	12.5mg	東和薬品	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトプリルRカプセル18.75「SW」	カ	18.75mg	沢井	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトプリル錠.OY	錠	12.5mg	オリエント	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトプリル錠.OY	錠	12.5mg	オリエント	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトプリル錠「ヘキサール」12.5mg	錠	12.5mg	ヘキサール	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトプリル錠12.5「SW」	錠	12.5mg	沢井	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトプリル錠12.5mg「EMEC」	錠	12.5mg	サンノーバ	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトプリル錠HT12.5	錠	12.5mg	堀田	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトリル-R	カ	18.75mg	三共	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトリル細粒	細	5%	三共	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトリル錠12.5mg	錠	12.5mg	三共	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトリル錠25mg	錠	25mg	三共	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトルナ錠12.5mg	錠	12.5mg	小林化工	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトルナ錠25mg	錠	25mg	小林化工	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトロン-R	カ	18.75mg	沢井製薬株式会社	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬
カプトロン錠12.5	錠	12.5mg	沢井製薬株式会社	カプトプリル	降圧剤	ACE阻害薬

Good luck & Good by!

薬品名をクリックすると効能が見られます。検索を続ける場合はこちら  でどうぞ。

2~6ヶ月後の  
転職をお考えの

S | 営業 としてご活躍の方

転職総合情報サイト [【work.jp】](http://work.jp) 業界専任のコンサルタントが  
あなたの転職活動を無料でサポート致します。

↑ スポンサーも訪れて下さいネ

【登録番号】 第4028442号  
 【登録日】 平成9年(1997)7月18日  
 【登録公報発行日】 平成9年(1997)10月2日  
 【出願番号】 商願平7-61459  
 【出願日】 平成7年(1995)6月19日  
 【最終処分種別】 登録後の本権利抹消(取消審判の確定)  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 千寿製薬株式会社  
 【住所又は居所】 大阪府大阪市中央区平野町2丁目5番8号  
 【異議申立人】  
 【氏名又は名称】 アルコン ファルマセウチカル リミテッド  
 【住所又は居所】 スイス 6330 カム ジンザーストラーセ 47  
 【審判番号】 2001-30237  
 【審判種別】 全部取消し  
 【審判請求日】 平成13年(2001)2月23日  
 【審判番号】 平10-35618  
 【審判種別】 全部無効  
 【審判請求日】 平成10年(1998)12月7日  
 【審判番号】 平9-90564  
 【審判種別】 全部異議  
 【審判請求日】 平成9年(1997)12月2日  
 【出訴・上告区分】 出訴  
 【出訴・上告番号】 出訴平13-47  
 【出訴・上告日】 平成13年(2001)2月9日  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
 5 薬剤

リ ス コ ー ト

R I S C O A T

【登録番号】 第2151316号  
 【登録日】 平成1年(1989)7月31日  
 【公告番号】 昭63-93507  
 【公告日】 昭和63年(1988)11月24日  
 【出願番号】 商願昭59-39459  
 【出願日】 昭和59年(1984)4月17日  
 【先願権発生日】 昭和58年(1983)10月17日  
 【更新申請日】 平成11年(1999)5月19日  
 【更新登録日】 平成11年(1999)6月15日  
 【存続期間満了日】 平成21年(2009)7月31日  
 【権利者】  
 【氏名又は名称】 アルコン ユニバーサル リミテッド  
 【住所又は居所】 スイス ツェーハー-6331 ヒューネンベルク ベッ  
 シュ 69  
 (512)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
 1 薬剤

VISCOAT

10

薬価基準収載

(5)

99/11/26

厚生省告示第238号:相談品目等 21成分32品  
目

【内用】

* 薬品名	規格	薬価	メーカー	成分	適応	備考
1 オノドライシロップ	10%1g	125.90	小野薬品工業	ブランルカスト水和物	気管支喘息	抗アレルギー剤(ロイコトリエン拮抗薬)。新剤型。
2 カディアンカプセル20mg	20mg1cap	578.60	大日本製薬	硫酸モルヒネ	激しい疼痛を伴う各種癌における鎮痛	1日1回の服用で済む徐放製剤。新剤型。
3 カディアンカプセル30mg	30mg1cap	837.00				
4 カディアンカプセル60mg	60mg1cap	1,573.60				
5 カディアンスティック	30mg1包	837.00				
6 カディアンスティック	60mg1包	1,573.60				
7 カディアンスティック	120mg1包	2,958.40				
8 雪印ペプチドロフェ	1g	10.20				
9 ラコール	10mL	12.10	雪印乳業・大塚製薬	経腸栄養剤として各種ビタミン、ミネラル、蛋白源、糖分等を配合。	一般に、手術後患者の栄養保持に用いることができるが、特に長期にわたり、経口的食事摂取が困難な場合の経腸栄養補給に使用する。	経腸栄養剤。経鼻チューブ、胃瘻、腸瘻、または経口摂取も可能。

【外用】

* 薬品名	規格	薬価	メーカー	成分	適応	備考
10 エストラダムM	9cmxcm1枚	161.40	ノバルティスファーマ	エストラジオール	更年期障害に伴う下記症状 血管運動神経症状、泌尿生殖器の萎縮症状、卵巣欠落症状	皮膚への刺激を和らげた新製剤。
11 エストラナ	(0.72mg)		久光			
12 チモプトルXE0.25%	0.25%1mL	690.00	萬有製薬	マレイン酸チモロール	緑内障、高眼圧症	1日1回の点眼で済む新製剤(ジェランガム添加によるゲル化)。
13 チモプトルXE0.5%	0.5%1mL	1,060.20				
14 ビスコート	0.5mL1筒	10,533.00	日本アルコン	ヒアルロン酸ナトリウム、コンドロイチン硫酸ナトリウム	次の一連の眼科手術における手術補助:超音波乳化吸引法による白内障摘出術及び眼内レンズ挿入術	コンドロイチン硫酸ナトリウムを新配合。粘度が改善される。
15 ボンアルファローション	0.0002%1g	168.80	帝人	タカルシトール	乾癬、魚鱗癬、掌跖膿疱症、掌跖角化症、毛孔性紅色靴擦疹	新剤型(軟膏、クリーム発売済み)。
16 リズモンTG点眼液0.25%	0.25%1mL	690.00	わかもと製薬 =キッセイ	マレイン酸チモロール	緑内障、高眼圧症	1日1回の点眼で済む新製剤メチルセルロース添加によるゲル化)。
17 リズモンTG点眼液0.5%	0.5%1mL	1,060.20				

【注射】

* 薬品名	規格	薬価	メーカー	成分	適応	備考
18 イムノマックスγ注50	50万国内標準単位1瓶(溶解液付)	4,287	塩野義製薬	注射用乾燥インターフェロンγ-1a(組換え型)	腎癌、慢性肉芽腫症に伴う重症感染の頻度と重篤度の軽減	新効能(慢性肉芽腫症に伴う重症感染の頻度と重篤度の軽減)。
19 タキソール注	100mg16.7mL1瓶	51,874	ブリストル・マイヤーズスクイブ	パクリタキセル	卵巣癌、非小細胞肺癌、乳癌	新規格。
20 ビタジェクト	2筒1キット	412		各種ビタミン	経口、経腸管栄養補給が不能又は不十分で高カロリー静脈栄養に頼らざるを得	A液、B液から



2001年12月25日

オキシグルタチオン眼灌流・洗浄液

「オペガード<sup>®</sup> ネオキット」

2002年1月18日 新発売

大塚製薬株式会社(本社:東京都千代田区神田司町、社長:樋口達夫)と武田薬品工業株式会社(本社:大阪市中央区道修町、社長:武田國男)は、千寿製薬株式会社(本社:大阪市中央区平野町、社長:吉田祥二)が開発したオキシグルタチオン眼灌流・洗浄液「オペガード<sup>®</sup> ネオキット」を2002年1月18日より、販売します。

本品は2001年12月14日に薬価収載されました。

「オペガード<sup>®</sup> ネオキット」は、オキシグルタチオンを主成分とする眼灌流・洗浄液で、千寿製薬が開発したものであり、オキシグルタチオン溶液と希釈液が隔壁で分離されたダブルバッグのキット製剤です。

眼灌流・洗浄液は、白内障手術、硝子体手術及び緑内障手術時に用いられ、術中の眼圧あるいは眼内容積を一定に保持し、かつ、不要組織等の除去・洗浄を目的とし手術侵襲を軽減するために用いられます。

「オペガード<sup>®</sup> ネオキット」の主成分であるオキシグルタチオンは、角膜内皮の機能・形態の保全に重要な役割をもち、「オペガード<sup>®</sup> ネオキット」は角膜内皮細胞の保護作用が認められております。

「オペガード<sup>®</sup> ネオキット」は、ダブルバッグのキット製剤で、使用時に隔壁を開通させオキシグルタチオン溶液と希釈液を混合して使用するため、薬剤の調製操作が簡単で、無菌状態で薬液調製が可能です。また、隔壁の開通による溶液の混合の確認が容易に行えます。

(7)

(19)日本国特許庁(JP)

# 商 標 決 定 公 報

異議申立番号

種別 異議の決定

平成10年異議第91995号

発行日 平成13年1月26日(2001.1.26)

確定日 平成12年5月6日(2000.5.6)

管理番号	1019090号	審決分類	T1651.262-Z (005)
総通号数	第13号		
異議申立日	平成10年10月16日(1998.10.16)		
異議申立件数	2		
権利者	日本たばこ産業株式会社 東京都港区虎ノ門2丁目2番1号		
代理人	弁理士 瀧野 秀雄		
代理人	弁理士 吉田 隆志		
代理人	弁理士 神田 正紀		
異議申立人	大正製薬株式会社 東京都豊島区高田3丁目24番1号		
代理人	弁理士 北川 富造		
異議申立人	三共株式会社 東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号		
代理人	弁理士 熊田 資一		

## 事件の表示

登録第4160596号商標の登録に対する登録異議の申立てについて、次のとおり決定する。

### 結 論

登録第4160596号商標の登録を取り消す。

### 理 由

#### 1 本件商標

本件登録第4160596号商標(以下、「本件商標」という。)は、平成9年1月8日に登録出願され、後掲(1)に示すとおり、「AL TONE」と「アルトーン」の文字を二段に横書きしてなり、第5類「薬剤、医療用油紙、衛生マスク、オブラート、ガーゼ、カプセル、眼帯、耳帯、生理帯、生理用タンポン、生理用ナプキン、生理用パンティ、脱脂綿、ばんそうこう、包帯、包帯液」を指定商品として、平成10年6月26日に設定の登録がされたものである。

#### 2 登録異議の申立ての理由

登録異議申立人(以下、三共株式会社を「申立人S社」、大正製薬株式会社を「申立人T社」という。)の述べる登録異議の申立ての理由は、要旨つぎのとおりである。

本件商標は、申立人S社及び申立人T社の引用に係る登録商標、すなわち、昭和35年3月31日に登録出願され、後掲(2)に示すとおり、「アルトロン」と「ARTORON」の文字を二段に横書きしてなり、第1類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品を指定商品として、昭和38年4月9日に設定登録された登録第6

08511号の1商標(以下、「引用A商標」という。)、同じく、昭和47年3月29日に登録出願され、後掲(3)に示すとおり構成よりなり、第1類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品を指定商品として、昭和53年9月29日に設定登録された登録第1346656号商標、同じく、平成3年2月15日に登録出願され、「ARTORON」の文字を横書きしてなり、第1類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品を指定商品として、平成5年6月30日に設定登録された登録第2551469号商標、同じく、平成1年2月2日に登録出願され、「アルテオン」と「ARTEON」の文字を二段に横書きしてなり、第1類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品を指定商品として、平成4年3月31日に設定登録された登録第2389123号商標と称呼上類似するものであり、その指定商品も抵触するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

また、引用A商標は、申立人S社の業務に係る商品を表示するものとして、本件商標の出願前より広く一般に知られていたものであって、これと称呼上類似する本件商標を指定商品に使用すると、申立人の業務に係る商品と出所の混同を生ずるおそれがあるから、商標法第4条第1項第15号に該当する。

#### 3 本件商標に対する取消理由

当審において、平成11年2月23日付取消理由通知書をもって商標権者に対して通知した本件商標の取消理由は、要旨つぎのとおりである。

本件商標と引用A商標は、その構成それぞれ前記したとおりのものであって、前者から生ずる「アルトーン」の称呼と後者から生ずる「アルトロン」の称呼とは、いずれも5音構成よりなり、称呼の識別上重要な要素を占める語頭部分の「アルト」の3音及び語尾音「ン」を共通にし、異なるところは、中間における長音（「ー」）と「ロ」の音の差異にすぎない。そして、差異音とても、長音は、前音の母音（o）を一音節程度伸ばす音であり、「ロ」の音は、歯茎音の中でも響きの弱い子音（r）と母音（o）との結合した音であって、いずれも母音の（o）を共通にし、しかも、中間にあっては明瞭に聴取され難いこともあって、それぞれを一連に称呼するときは、全体の語韻語調が近似し、彼此聞き誤るおそれがあるものともいわなければならない。

してみれば、本件商標と引用A商標とは、称呼において紛れ得るものであり、かつ、引用A商標の医薬品分野における周知性も併せ考慮すれば、両商標は類似のものとするのが相当であり、かつ、本件商標の指定商品は引用A商標の指定商品中に包含されているものである。

したがって、本件商標は商標法第4条第1項第11号に該当するものであるから、その登録は取り消すべきものである。

#### 4 商標権者の意見

上記取消理由に対して、商標権者は、その意見を要旨つぎのとおり述べ、証拠方法として、参考資料1乃至参考資料5を提出した。

(1) 本件商標が「ALSTONE」の欧文文字と「アルトーン」の片仮名文字とを上下2段に横書きしてなるに対して、引用A商標が「アルトロン」の片仮名文字と「ARTRON」の欧文文字とを上下2段に横書きしてなるものであるから、本件商標と引用A商標は、その外観において互いに紛れるおそれは全くない。

(2) 本件商標より生ずる「アルトーン」の称呼と引用A商標より生ずる「アルトロン」の称呼とを比較してみると、両称呼は、語頭部において「アルト」の3音及び末尾において「ン」の音を共通にするものであるが、第4音目において前者が第3音の「ト」音に続く長音であるに対して、後者が「ロ」音の短音とするの差異がある。

この前者の差異音の長音は、その前音の無声の破裂音である「ト」音の母音（o）を一拍延ばした音である。これに対し、後者の差異音の「ロ」音は、舌尖を歯茎に向かって弾かせる比較的強い音として発音される有声の弾音であり、それに続く末尾の「ン」音が鼻音で弱音であることと相俟って、該「ロ」音が一層明確に発音または聴取されるものである（この点について「取消理由

通知書」は何等触れていない。）。したがって、両称呼は、この差異音の音質・音感が異なり、これが全体の称呼に及ぼす影響が極めて大きいものであるから、全体として称呼した場合には、その語音語感が異なるものとなり、明確に区別して発音または聴取されるものである。

(3) 本件商標と引用A商標は、それぞれ造語よりなるものであるから、その観念においても互いに紛れるおそれの全くないものである。

上述のとおり、本件商標と引用A商標は、その外観・称呼および観念のいずれにおいても互いに紛れるおそれの全くないものであるから、非類似の商標であることが明らかである。

また、この商標権者の主張と同様に非類似と判断されている審決例（参考資料3乃至参考資料5）があり、これら審決例においても本件商標と引用A商標とが非類似の商標であるとの主張の正当性が立証されているところである。

さらに、上述のとおり、本件商標と引用A商標とが非類似商標であることから、引用A商標が医薬品の分野において周知性を有していると仮定しても、これが両商標の類否に影響を及ぼすものではない。

以上詳述したとおり、本件商標は、引用A商標とは非類似の商標であるから、取消理由摘示の法条に該当するものでなく、その登録は取り消されるべきでない。

#### 5 当審の判断

本件商標についてした先の取消理由は妥当なものであって、本件商標と引用A商標とは、称呼において互いに相紛らわしく、その外観、観念の点を考慮するとしても、なおその出所について混同を生ずるおそれのある類似の商標といわなければならない。

すなわち、口頭又は電話による商取引が普通一般に行われるというべき本件商標の指定商品の分野においては、商標より生ずる称呼を重要な取引指標とする取引事情にあること、さらに、引用A商標が申出人S社に係る高脂質血症改善剤（治療剤）を表示するものとして医薬品の商品分野において相当程度の周知性を有しているものと認められること等取引の実情を総合勘案するに、本件商標をその指定商品について使用することにより、需要者はその商品の出所を混同するおそれがあるといわざるを得ないから、結局、本件商標は、引用A商標と類似し、かつ、その指定商品も引用A商標の指定商品中に包含されるものであるから、その登録は、商標法第4条第1項第11号に違反してされたものといわざるを得ない。

商標権者は、意見書において、両者の称呼を比較した場合、後者の差異音の「ロ」音は、舌尖を歯茎に向かって弾かせる比較的強い音として発音される有声の弾音であり、それに続く末尾の「ン」音が鼻音で弱音であることと相俟って、該「ロ」音が一層明確に発音または聴

取されるものである（この点について「取消理由通知書」は何等触れていない。）と主張しているが、取消理由は、差異音である長音は、前音の母音（o）を一音節程度伸ばす音であり、「口」の音は、歯茎音の中でも響きの弱い子音（r）と母音（o）との結合した音であって、いずれも母音の（o）を共通にし、しかも、中間にあっては明瞭に聴取され難いこともあって、それぞれを一連に称呼するときは、全体の語韻語調が近似し彼此聞き誤るおそれがあると認定し、かつ、前記取引事情を総合勘案した結果、両商標を類似としたものであって、この認定、判断に誤りはない。

また、商標権者がその主張の根拠として提出した審決例（参考資料3乃至参考資料5）をみるに、なるほど参

考資料3（昭和59年審判第8339号）の事例が商標の構成において本件事案と酷似するものであるとしても、その指定商品は電気機械器具、電子応用機械器具等の機械器具に係る事例であって、本件事案とは指定商品の分野を異にし、また、このほか提出の審決例も商標の構成その他において、本件事案とは自ずと事情を異にするものであるから、それら提出の審決例をもって本件の類否判定の基準とするのは必ずしも適切でなく、その主張は採用することができない。

その他、前記認定を覆すに足りる証左は見出せない。

したがって、本件商標は、商標法第43条の3第2項の規定により、その登録は取り消すべきものである。

よって、結論のとおり決定する。

異議決定日 平成12年3月15日(2000.3.15)

審判長 特許庁審判官 原 隆  
特許庁審判官 高野 義三  
特許庁審判官 三浦 芳夫

(210)出願番号 商願平9-341  
(220)出願日 平成9年1月8日(1997.1.8)  
(111)登録番号 商標登録第4160596号(T4160596)  
(151)登録日 平成10年6月26日(1998.6.26)  
(561)商標の称呼 アルトーン  
最終処分 取消  
前審閲与審査官 伊藤 三男、松田 訓子  
(1) 本件商標

**ALTONE**  
**アルトーン**

(2) 引用A商標

**アルトロン**  
**ARTORON**

(3) 引用登録第1346656号商標

